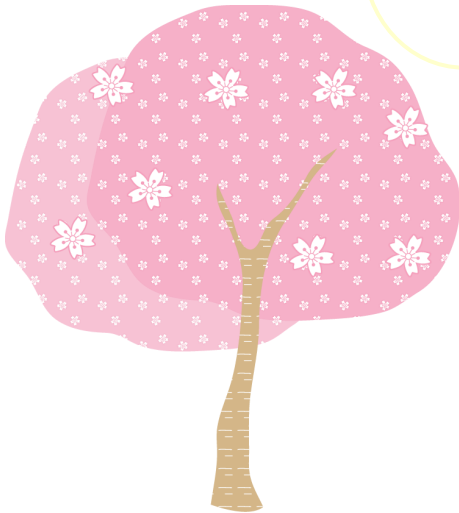


News Letter

Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

2

第2号
発行日2014. 4. 吉日



Inside this issue:

- ご挨拶 1
- 間違いやすい法令用語「・・・の日から〇日間」・「・・・の日から起算して〇日間」 2
- 弁護士法人菊池綜合法律事務所のサービス 3
- 新人弁護士紹介 4

精励恪勤…

つとめはげむこと。力を尽くしてつとめること。
（「広辞苑」より）

ご挨拶

陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。

新年度を迎え、また法人化1周年を目前にして、思いも新たに、本年度の抱負を考えました。

私の抱負は、「精励恪勤（せいれいかっきん）」です。これまでと同じ生き方を、愚直なまでに続けたいと思います。

持ってみたいものは博学多識、してみたいことは八面六臂、夢は、大きく機略縦横ですが、我が身は、平々凡々、浅学非才であることを思うと、やはり、誠心誠意、職務に精励し、温厚篤実を旨に恪勤したいと思う次第です。

ところで、現在、我が国は、司法改革の一貫としての弁護士増員の影響により、弁護士の数が急激に増加しています。これは、社会に、行政に、企業に、各種法人に、客観的で、また、論理的な思考方法を、思考の文化を、造り広げる契機になることが期待できます。

今、企業がしている種々の経済活動の中から、契約書を作らないで取引をした結果の紛争が、至る所で発生しています。法律文化の広がりには、このような紛争をなくしていくことが期待できます。

当事務所は、本年度も、地域の経済と文化の発展、興隆を祈って、その一助になりたく、「精励恪勤」を続けたいと思います。

本年度も、よろしく願いいたします。

平成26年4月吉日

弁護士法人菊池綜合法律事務所
代表弁護士 菊池捷男

間違えやすい法令用語

「・・・の日から○日間」・「・・・の日から起算して○日間」

1 「・・・の日から○日間」の意味

民事訴訟法285条は「控訴は、判決書・・・の送達を受けた日から2週間の不変期間内に提起しなければならない。」と規定し、控訴期間を定めています。

この場合の「判決書の送達を受けた日から2週間」とは、いつからいつまでをいうのでしょうか？

例えば、ある年の3月1日に判決書の送達を受けたとした場合で考えますと、この場合の2週間は、3月2日から15日までの2週間になるのです。

つまり、「判決の送達を受けた日から2週間」という場合の「2週間という期間」は、送達を受けた日を算入しないで、その翌日から2週間を数えることになるのです。

これは、民法140条が「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」と規定しているからです。

このような扱いを「初日不算入の原則」といいますが、この民法140条のみならず、民法139条以下の、期間に関する諸規定は、民事法関係のみならず、公法関係にも適用されていますので、例えば、憲法54条の「衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行・・・しなければならない。」との規定の「40日」も解散の日の翌日から数えることになるのです。

■判決の送達を受けた日から2週間



2 「・・・の日から起算して○日間」の意味

「法律で期間を定めている場合の期間の数え方について、初日は算入しないという「初日不算入の原則」があることは、前述しましたが、民法139条は「期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。」と規定していますので、「法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合」は、初日不算入の原則の適用を受けないことになります。

その「別段の定め」の1つが「・・・の日から起算して○日間」という定めです。

例えば、憲法100条は「この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。」と規定していますが、ここに「起算して」という言葉が使われています。「起算して」という言葉はその日から期間が始まるという意味ですので、「初日を算入している」定めになるのです。

弁護士菊池捷男が
コラムを連載中！

マイベストプロ岡山

<http://mbp-okayama.com/>

山陽新聞社の定める「マイベストプロ岡山の掲載基準」に沿った審査を通過した、岡山の専門家・プロを探せるWEBサイトです。弁護士菊池が法律の話を分かりやすく解説しています。

弁護士法人
菊池綜合法律事務所は
「迅速・的確・丁寧」
な事件の処理を心掛け
ております！



無料相談実施中

毎週土曜日
初めての方限定
(お1人様30分)

ご相談に来られる
場合は、事前にご
予約ください。

*なお、

相続

交通事故

借金問題

についてのご相談
は平日も初回に限
り、無料で受け付
けております。

駐車場
完備

新人弁護士紹介



昨年司法修習を終え、12月から弁護士法人菊池綜合法律事務所にて弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました藤原由季子と申します。

まだまだ未熟ではございますが、少しでも皆様のお役に立てるよう丁寧かつ誠実に仕事に取り組みます。

また、日々の努力を怠らず、皆様の法的問題の解決に全力を尽くします。どうかよろしくお願い致します。

弁護士 藤原由季子

今年度の抱負
「謹言実直」

昨年、弁護士法人菊池綜合法律事務所に入所しました弁護士の佐藤英生と申します。

お客様と誠実に向き合い、的確なアドバイスを行うことで、最善の問題解決へ向けてのお手伝いをしていきたいと思っております。お客様と丁寧に話し合い、思いを共有し、共に問題解決をしていけるように努力致します。

日々成長していこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

弁護士佐藤英生

今年度の抱負
「奮励努力」



弁護士菊池捷男

今年度の抱負
「精励恪勤」



弁護士高橋絢子

今年度の抱負
「切磋琢磨」

弁護士箱守英史

今年度の抱負
「正正堂堂」



弁護士武井奈保子

今年度の抱負
「報恩謝徳」



本年度もどうぞよろしくお願ひいたします

弁護士法人菊池綜合法律事務所

〒700-0807

岡山市北区南方1丁目8番14号

Tel : 086-231-3535

Fax : 086-225-8787

E-Mail : t-kikuchi@kikuchi-law.jp

WEB : <http://www.kikuchi-law.jp>

受付時間

月～金 9:00～17:00

土 9:00～12:00

菊池綜合法律事務所

検索